

事務連絡
平成24年3月29日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（補足）

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成23年5月2日環廃対発第110502002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）によるほか、平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知により行われているところですが、今般、当該通知の一部を平成24年3月29日付環廃対発第120329001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知により改正しました。

については、この改正等に係る取扱いについて下記のとおりといたしますので、貴管内市区町村等に周知されるようお願いいたします。

記

1. 放射能測定費

放射能測定費については、適正な処理に必要な放射能測定費用に加え、住民の安心のために必要な放射能測定について、環境省と協議により認められた費用を補助対象とすることができます。

放射能測定の必要性と頻度、測定地点、具体的な測定方法及び費用等を別紙様式にて提出してください。

2. 減価償却費相当額

市町村等が所有する施設で処理を行った場合は処理・処分費もしくは委託料に次式で算出した金額を計上することができます。

ただし、平成23年度3次補正予算及び東日本大震災復興特別会計に計上の循環型社会形成推進交付金で措置された市町村等については、減価償却費相当額を計上することはできません。

$$\text{減価償却費相当額} = \frac{\text{施設建設に要した費用}^{*1} - \text{国からの支援額（交付金等の交付額}^{*2}\text{及び交付税相当額}^{*3}\text{）}}{\text{当該施設の計画処理総量}} \times \text{今回処理量}$$

- ※1 施設建設にあたり廃棄物処理施設整備費国庫補助金又は循環型社会形成推進交付金の交付対象となった経費。
- ※2 廃棄物処理施設整備費国庫補助金又は循環型社会形成推進交付金の交付額。
- ※3 施設建設に要した費用^{*1}に係る交付税相当額。

3. 住民説明会の開催等に必要な経費

広域処理を実施するために必要な受入自治体が行う住民説明会や被災自治体への現地視察等に係る経費を「事務費の委託料」として計上することができます。

当該費用は、会場使用料、講師謝金、講師派遣旅費、印刷製本費、バス借上料、現地視察旅費等を指しますが、現地視察旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて算出した額と実勢価格とを比較して低い方の額を用います。

以上

放射能測定の必要性等調書

事業主体名：

1. 放射能測定の必要性（特に測定地点、頻度について詳細に記載してください。）

例) 災害廃棄物を受け入れる●●処理場において、住民の安心を確保するために以下の測定を行う必要がある。

●●置場 ●●回／月
 ●●場 ●●回／月

2. 放射能の測定方法等（地点ごとの測定費用を明確に記載してください。）

例) 放射能の測定にあたっては、以下の測定を行う予定。

測定箇所	測定方法	測定頻度		測定単価	測定費用
●●置場	放射能測定	●●回／月	●●ヶ月	●●円／回	●●円
●●場	空間線量測定	●●回／月	●●ヶ月	●●円／回	●●円
				測定費用合計	●●円

3. 備考（その他協議にあたり必要な事項を記載してください。）